

② 地区センターとコミュニティづくり

高田 邦夫

一 はじめに

地区センターは、地域の施設として、コミュニティ醸成の核となることを願って設置され、その管理運営を地域で組織する運営委員会に委託している。この施設は、「よこはま21世紀プラン」により平成十二年までに現在の三十七館（平成十二年十二月一日現在）から八十館に増やされる予定であるが、現在、地区センターを市民局の担当者として眺めてきた中で、業務を通じて、コミュニティの醸成、地区センター運営主体とされる地元運営委員会の実効性、運営管理方式としてのコミュニティ・ボランティア（以下コミ・ボラと略す）方式、多種多様な利用機能を持つ施設内容などが地域住民の力が生かされる施設や運営システムとなっているかについて感じていることを個人的意見として述べてみたい。

二 地区センターの現状

横浜市の地区センター整備の方針は、市内を日常利用圏と想定される半径一〜一・五kmのエリアに分け、ここに一館ずつ設けていくこととしている。これにより計画では平成十二年には、市内に八十の地区センターが設けられ、この地区センターを新しいコミュニティの核として地域に新たな地域交流を育てていこうとするものである。

この計画の中、地区センターは、現在、市内に三十七箇所設置されており、区によっては、一区の中に六館が既に設置されている。

現在の地区センターの整備の手法、形態を眺めると、一般的には、地域の施設として地域による施設管理Ⅱ地元が施設運営管理受託を容易に行い得るよう単独施設が多いが、中には他の施設と複合して設置し、地区センターをより効果的に、また地区センターの交流機能を補充す

一 はじめに

- 二 地区センターの現状
- 三 地区センターの設置目的とされるコミュニティ形成について
- 四 地区センターの施設配置を考える
- 五 地区センターの管理運営方式（地元委員会委託方式）について
- 六 運営に関わる職員組織形態について
- 七 管理体制
- 八 施設形態について
- 九 地区センター自主事業
- 十 区役所の関わり
- 十一 おわりに

ることのできる形態をとっている施設もある。例えば、六十歳以上を対象に設けられる老人福祉センター、学習活動を援助する図書館、文化芸術を発表・観賞する公会堂等と一体となっている。

地区センターの標準的施設概要は、敷地二千五百㎡、床面積千七百㎡の基準面積の中に、図書コーナー、プレイルーム、体育室、娯楽コーナー、会議室、和室、料理室等を備え、地域住民の要望するであろう各種の活動に対応できる施設内容となっている。さらに各室の備品等の活動手段も各地区センターごとに多少の違いは有るものの、一般的基準を持って配置されている。

現在この地区センターの利用状況は、全館の平均で見れば一日三百四十二人（平成元年度実績）の住民に利用されており、主婦を中心に幅広い利用者に各種の目的で利用されている。利用時間帯は、午前、午後が多く使われており、

夜間は利用が少なくなっている。また、利用者の居住地域も一部の例外はあるもののほとんどが区内近隣居住者である。

三——地区センターの設置目的とされる

コミュニティ形成について

地域に從來から存在した町内会・自治会を中心とする地域社会は、人口の急速な増加や激しい人口移動、産業の高度化、交通機関の整備等の社会変化に伴って、その從來持っていた地域交流機能を地域で思うように十分発揮することが難しくなってきた。

地区センターは、こうした従来の組織では十分現状の社会に対応できなくなっている地域活動に、行政として積極的に施設整備面を媒体として支援していくことを踏まえて設置されている。

実際には、昭和四十八年当時、地域施設として既に存在していた青少年の家、青少年図書館などを中心とした地域施設の果たしている役割を発展的に整備拡充してきた。

運営面では、単に場の提供としての施設管理者をおくのではなく、ソフト運営までに眼が届くコミュニティ指導者とするため指導員と位置付けると共に、経費面でも施設側から積極的に

市民に施設を周知させ、施設利用とこれを通じた地域交流の促進を図る為の自主事業経費など積極的にコミュニティの形成、樹立がサポートできる内容としてきている。

このように地区センターは、コミュニティ形成に行政側から積極的に関与し、リードしていくことを目指した形態を持って整備されてきたところである。

また、施設面は、従来の図書館、青少年の家などといった専門性・目的性を持った地域施設という枠を外し、各種活動が行える施設として整備した。このように、多目的な施設内容としたことにより、ハード面でも従来の施設のように専門性ある特化された事業活動だけでなく、事業内容・活動内容の中から住民相互間の交流を図ることをも目標とするコミュニティの核としての施設となりうる条件を地区センターに与えることになったのではないだろうか。

このように地区センターは、他施設と違い、多目的要素が結合した地域の核となり得る施設であるが故に、その設置目標数を「よこはま21世紀プラン」で四十五館から八十館に増やしている現在の状況に、再度、改めて地区センターの本来の意義、狙い、また今後持っていかなければならない目的を確認しておかねばならない。地区センター等の地域施設が、地域と行政にとっ

て必要とされている根源がどこに有るのかを理解しておかねばならない。

このためここで、改めて、横浜市地区センター条例を眺めてみると、その第一条(設置)には「地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることができる場として、横浜市内に地区センターを置く。」としてあり、第二条(利用の目的)には、「地区センターは、地域住民のだれもが気軽に利用することができる。」としている。このように、地区センターでは、施設利用を通じて地域の相互交流の醸成を図ることが第一目標として掲げられている。

人口流入、都市化の波の中にあって、従来の町内会・自治会という旧来からの世帯・家族・土地を中心とした繋がりが薄れることは避けられない状況であり、社会生活形態も家族から個人への分化をしながら地域社会を構成してきている。こうした事実を認識し、肯定しながら、現代に対応したコミュニティ形成を育てていかねばならない。旧来の社会形態が戻らない以上、地域社会は成り立ち得ないなどと現在を否定してはならないであろう。

逆に、この都市化の進展の中にこそ、住民自身が共同して助け合い、調整し合って処理して

いかなければならない問題が増えてくるのではないだろうか。

住民が安全で快適な生活環境の中で、心豊かな人間性あふれる都市を造ること、市民が誇りを持ち安心して暮らすことのできる街を造ることなどは行政に課せられた責務として重大なものであるが、こうしたことを進めるためには、日常の生活圏で住民の相互交流、地域での連帯が生まれ、住民自身のまとまりが生まれてこそ、地域と一体となった行政施策の実施・実現が図れるはずである。これがために、地域と行政とが一緒になってコミュニティ形成に努めなければならない。

一方、市民意識の側にも、地域とかがわりを深めたいとする意識が潜在しており、六十三年の横浜市民意識調査でも地域の人と親しくしたり、地域の活動に参加するなど、何等かの地域との関わりを必要としている人は七割近くになっているのである。

地区センターは、豊かで潤いのある生活を目指し、人間性を回復するための地域社会形成を目指す場であるとされているからこそ、こうした市民の活動参加意識を十分認識し、いかに市民ニーズに即したメニューを提供し、それを媒体として一層の市民参加意識に活力を与え、市民が望む地域の関わりを持つための一つの手段

を与えていくことが必要である。こうしたことの日々の実践が地区センターに現実に課せられる要求されている責務ではないかと考える。

地区センターの目的として上げられているコミュニティは、地理的に見て同一一定の地域で生活し、住民相互間に生活する上で何等かの関連があることと、生活環境施設（公共施設、地域施設）がシステムとして地域に存在し、ミニマムであっても一定の住民の満足が得られていることなどにより形成され、最終的に生活の利害に対して共同で対処するという合意が生まれることに価値があると考ええる。

この様に捕えると地区センター自身の努力で達成できることもあるといえよう。しかしコミュニティづくりはいざ実践になるとなかなか難しいところである。だからといって、現実の運営と理想的運営とのギャップのために理念を捨て去るのではなく、理想に近付けるための努力を怠ってはならないのではないか。確かにこの目的達成に向けて、地元委員会、職員が努力をしているが、一層コミュニティを進めるには、現場に従事する職員のみでなく行政職員全体が一定の認識を持って地区センター等のコミュニティ施設全体に協力・支援の自覚を持ち続ける必要があるように感じている。

四——地区センターの施設配置を考える

次に地区センターの配置を考える場合、前提となることは次のように考える。

地区センターがコミュニティ形成の核となるためには、その配置は従来の町内会等の地域社会を地理的に考慮した配置が必要である。コミュニティ形成は、町内会・自治会単位で従来から形成されていた地域社会を基盤としつつ、これを機軸とし、新たに地域社会を生み出すことも必要ではないかと考える。従前の地域社会・既存の地域組織を前提とした上で地区センター配置は考慮しなければならない。

既存の運営委員会の構成メンバーも町内会を前提に組織していることも現実であり、今後もこれを中心として組織されることになるだろう。また、生活上の関連からは、たとえば鉄道網等の交通機関を考慮することも大切である。新しい交通機関が新たな人の流れ、繋がりを生み出すことも事実であり、こうした交通機関等を考慮しなければならない。

さらに、与えられた行政区割も考慮する必要がある。例えば緑区、港北区、旭区などたとえ隣接区の住民であっても、区民の意識の中では区はそれぞれ重要な要素を持っており、区民としての意識は高く、同一区民として共同意識が

潜在的なうちにも働き、一つの生活圏をも暗黙の内に形成しているのが実情ではないだろうか。すなわち、行政区は、仮に行政が単に行政サービスのエリアを線引きしたとしても、住民にとっては、住民の生活に密着したエリアとして重要な意味を持っているといえよう。

加えて、他の地域施設も考慮されるべきである。集会所、公園、図書館などの公共施設、地域施設がコミュニティに果たしてきた役割があるはずである。こうした施設や今後予定されている在宅支援センター、ログハウスといった新たな地域施設との位置関係、運用関係も考慮されるべきである。このように各地域施設ごとのコミュニティ形成は、確かに施設側からは、施設を中心とするコミュニティ形成が果たされているように感じられても、地域住民側から見れば地域住民を施設という物的要素で分化し、コミュニティを分断していると映ってしまうのではないのだろうか。

地域生活環境に関係する施設は、お互いにシテム付けられて地域に設置されるべきと考えられている。

五——地区センターの管理運営方式

(地元委員会委託方式) について

地区センターの運営方式は、原則的には地元の住民によって組織される運営委員会方式を取っており、三十七館中三十館が委託館となっている。これは、本市との管理運営委託契約によって行われており、その経費は全額が委託料によって賄われている。地区センターの地元委託は、経費の安上がりにあるといわれることがあるが、経費面でみると事務費、事業費、管理費など人件費を除いた経費は、実際は直営と同額かそれ以上となっている。人件費については、職員の給与が生活給的色彩を持つかボランティア的色彩かという視点から考えるべきであり、委託施設を本来フォローすべき行政側職員の体制を考へに入れれば、決して委託が安上がり行政であるという非難は的を得ていないのである。

地元委託している理由は、施設自体の持つコミュニティ形成と言う命題を実践していくために有意義であるというところにその根拠を求められるべきである。なぜならば、地区センターは、コミュニティ意識や市民連帯の形成を働き掛ける施設だからである。この地区センターを地元委託し、地元住民自身で施設の管理と運営を一義的に自己完結的に進めることの持つ意義は、従来の「与えられる行政サービス」を、住民の自己管理によることによって、行政の専門領域のように考えられがちな地域社会づくり

を實質的に再び地域住民の手に戻すところにあるのではないかと考えよう。このように市民参加と住民の自己管理の実践というところに地元委託の根拠はあるのではないか。

しかしながら、この方式は運営を行っていく中で様々なメリット・デメリットを生み出しているのも現実である。

それでもなお、地元委託をすることで、地区センターの運営がその機能を果たす上で、より効率的・有効に行い得ているのも真実のことではないかと考える。

望ましい市民参加という観点から運営委員会の活動の一部を眺めるとき、例えば受託団体である委員会の会議では、各運営委員は地区センターの運営に直接的に発言権を有しており、決して市に対しての要望的な発言ではない。「今後は〇〇〇〇を行うように」というように館職員に指導しており、この点では、地区センターを正に自分たち市民の施設として理解し、把握し、運営を行っていると思われるのである。

また一方、実態の運営体制から見ても、委託であるメリットを十分に生かした施設運営を行っている。経費収支の面でも、受託団体としての委員会は本市との委託契約の条項に拘束は受けるが、原則として受託団体の独自の裁量部分が存在することである。例えば、自主事業

にしても、要望の把握、方針決定から実施までの時間は短く、また、ある程度の受講料も社会通念上の常識の範囲で徴収が可能である。

逆に直営では、本市の会計規則などが、コミュニティ施設の現金取扱いを想定した規定とはなっていないなどのため、実際には材料費負担とさせているのみである。本市直営で行われる地区センターでは、コミュニティ事業を実施する上で、地域の生活感覚の中では、当然と思われる事までも神経を使わざるを得ず、地域施設のあるべき姿を前提としたタイムリーで柔軟な運用に苦慮している実情のように思われる。

運営委員会では、その点、本市の会計規則等がそのまま適用されるのではないため、事業をスムーズに実施・展開することが可能となっている。計画から実施までが事業内容以外にあまり気を使うことなく簡便な手続きで即時に執行できるのが特徴であろう。また、運営委員会では、職員配置を一定期間保証することもできる。現在、委託地区センターの職員（コミ・ボラを除く）は、五年間の勤務年数を一定程度保証されている。このことが、職員にとってコミュニティ形成のための事業実施プログラミングを計画的に長期的視点から、計画・実行することを容易にしているのではないかと考える。

ただし、こうした経理の簡素化や勤務の継続

は、確かに、原則を怠れば不公正な運営に繋がることも否定できず、一面では職員を安きに流す一因となることもある。こうした問題点に対してこそ、市が委託者の責任で指導・助言を行うべきところであろう。

地区センター運営を地元委託している現状で行政責任として、市に求められていることは、いかに運営を支援するかというにつきるのではないか。地元委託をすることが、はたして施設を効率的に効果的に運営し、その機能を発揮させることの十分条件であるか否かは、常に委託者である市がその責任で十分考えていかなければならないだろうし、十分でないとするならば、当然行政の責任として補充していく必要があり、地元運営を直ちに否定したり、行政責任の放棄と取り違えることはあってはならないであろう。行政は、委託で機能発揮できる部分とできない部分がそれぞれどこかを把握して、委託の問題点を改善、対処するところにその責任と必要があると考ええる。

六 運営に関わる職員組織形態について

現在、地区センターの一般的職員体制として、コミュニティ・ボランティア制度を採用している。この制度は、常勤の職員を、館長（主任指導

員）一名と自主事業並びに経理事務を中心となつて行う職員（指導員）をそれぞれ一名つづの計三名とし、他を時間帯ごとに地域から採用するコミ・ボラで対応しようとするものである。

このコミ・ボラ制度の本来の存在理由は、地区センターを市民による活動・利用の場としてのみを提供するのではなく、管理運営サイドからも地域住民の参加と、また参加者同士の交流を図ろうとするところに求められるべきである。それ故にこそ、地区センターの運営に常勤職員のみでなく、地域に居住することを条件にした必ずしも専門性を持たない住民を採用し参加してもらっているのである。

実際のコミ・ボラ勤務は、開館時間（九時から二十一時）を三つに分け、午前・午後・夜間をそれぞれ二、四、二名のコミ・ボラを配置しており、一年限度の隔月勤務という変則体制としている。このため採用者は、二、四、二名の倍の計十六名となっており、個人で見ると正味六か月勤務となっている。

こうした変則の勤務体制は、毎年新しい十六名のコミ・ボラ（施設運営参加者）を生みだしながら、施設運営を通じて住民の交流の芽を少なくとも毎年十六名育成することを可能にするとともに、定期収入を保証しないことがかえってアルバイト的意識ではないボランティア的意

識を持った人を育て、広く地域協力を得るために採用していると理解されるべきである。

コミュニティ・ボランティア方式は、いわゆる施設運営参加者による地域交流の拡大と人材育成を狙ったものと捕えるべきである。

また副次的には、地域から雇用することで、従来一般的に言われてきた施設職員と利用者、管理者側と利用者側との間の隔りを埋め和らげ、施設運営に親密度を高めることに効果を果たしている。

しかしながらこうして利点がある一面、他方では施設運営の専門家でないこと、勤務時間が短時間であること等から地域の交流の核として中心になって活躍することが難しいという現実もある。また、コミ・ボラは、正規職員の配置でないことから全体的には、その責任感にはどうしても限界があるとも言える。

コミ・ボラを含めた地区センター職員が、地域コミュニティ形成の指導的役割を担う者であるならば、望むことは、地区センターの目的が何であるかを常に自覚し、心に止めて判断し、業務を遂行し、市民にサービスを提供するためにいるのだということを認識してもらわねばならない。こうしたこととコミ・ボラ制度とは合入れられないものでは無いはずであるが、うまく機能していないのも残念ながら現実には存在し

ている。この事は、行政の指導不足であることとを真摯に自覚する必要がある。

七 管理体制

「地区センターの現状の管理形態は厳しい」という非難を時々耳にする。

今、地区センターへ行く入り口で名前を書かれ、利用する部屋、年齢、居住地、性別を書きようになっている。記名等は、利用の状況を把握する事であり、対市民全体に施設の設置価値の裏打ちを与えている。確かに、公共施設として市費で行っている以上、納税者・主権を持つ市民に投資効果を明らかにする必要があるのかもしれない。しかしながら、利用者個人側からすれば、一々記入するということは現在の市民生活感覚から時代に適合しなくなり、不満原因ともなっている。記名することが、利用を限定する要因であり、また一方では利用状況の把握が行政上必要であるとすれば、たとえば、機械化による入館者読み取り、あるいは特定期間調査で代替させることができないか、他に方法はないかを施設管理の委託者としての市は研究しなければならないだろう。

入館時チェックは一つの面であるが、この様なことのみでなく、より一層、本当に誰もが

気軽に利用できるために改善点はなにかを日々常に考えていなければならない。

施設は利用者が存在しなければその存立価値が無いこと、特に地区センターの目的である地域の交流は、一部の住民によってだけでは良好な近隣社会形成とは言えないことを常に施設管理者は自覚すべきである。地区センターは単なる貸し館ではないはずである。極論ではあるが、貸館であれば良好な利用者を選択し、良好な内容を奨励していけば良い。しかし、地区センターが地域形成の拠点施設であるならば、地域の住民を一人でも排除してしまつては目的は達成されないことを常に自覚しておかねばならない。

しかしながら、一般的に施設管理窓口を預かる者が日常管理運営していく中で常に突き当たる問題として、施設管理の難しさ、利用者ニーズの複雑性、利用調整業務の複雑性などが職員の肩に重くのしかかることにより、ややもすると管理を適正に行うことが第一前提のように錯覚してしまう時がある。こうしたことが利用者からは管理強化、利用し難い施設と感じられ利用者離れを起こしているのではないか。

このことに対し管理者を非難することがあるが、むしろ窓口担当者がそうならないよう前提条件を整備することこそ必要で、この整備改

善に委託者である市が十分な改善策を考えていく必要がある。

入館チェック方法に目が向いてしまったが、気軽に入館できるかはこの他にも問題はあろう。疑問に感じるのは、初めての利用者にとって、本当に気軽に利用できるスペースがあるか、魅力があるかという事である。現状では、ロビー、図書コーナー以外は初めての人が気軽に歩くことができないのではないかと。すなわち、千七百坪の施設のうち百〜二百坪程度の部分以外は団体で利用する者以外入れず、組織化されたグループ以外はつかえないのではないかとという疑問がある。

八——施設形態について

地区センターがコミュニティ形成の核となる施設として位置づけられている以上、幼児からお年寄りまでが本当に利用しやすく異文化・異団体の交流のできる施設とされていなくてはならないが、設計するうえでも一層コミュニティ形成の発生しやすいような施設形態上の仕掛けが必要で、交流を生み出しやすい施設形態を考えていかねばならない。当然、現在の地区センターは、地域の住民を幅広く呼び込むことができるよう多目的の施設内容にしてあり、利用者

も多種多様な目的を持って来館し使用しているが、この来館者を本人が希望する利用の目的以外の部分でいかに連携・交流を持たせることができるかは、一面では施設形態に関わっていると考える。

たとえば、会議室、和室、スポーツ室を使った利用者がその利用後に一同に会せる場所があればそこを利用することで連携・交流を行い得るのではないかと。確かに現在でも地区センターのロビー等は交流の役割を果たしているが、本来の意味で豪華なロビーとなっており、気軽に歓談をする雰囲気には必ずしも適してはいないのではないだろうか。こうしたロビー等のオープンスペースを増やすと共にその使い方を単なる時間調整の場とせず、ロビー等で歓談ができる機能・魅力を付加していくよう見直しても良いのではないかと考える。これは現存施設の改築を意味するのではなく、例えば、机・椅子等の備品を変えてみることも対応可能ではないだろうか。

また、地区センターの各室は、ドア（小窓は付いているが）で仕切られており、部屋の利用中は廊下を歩いても全くといって良いほど人気が感じさせない。このドアによる仕切りは、確かに部屋を使う利用者側に重点をおいて考えた結果であり、利用者にとっては外に向かって閉

鎖されていたほうが会合等に集中できる部分はある。そうは言うものの、利用者相互交流に力点を置く地区センターであれば、例えばドアをガラス張りにするとか、廊下側からも活動が見られるように窓を設けるとか行った方が多くの地域住民にとっては開放された施設となり、施設自身が活性化するのではないだろうか。こうした活動をオープンとさせる仕掛けは、有料民間会議室等とは異なり条例上も無料施設とされている地区センターであることから可能ではないだろうか。

今後も余暇時間の増加、趣味の多様化の進む中、会合や活動は多岐に及ぶであろうし、趣味、学習意欲も活発になってくると思われる。こうした中において、住民を専門室に囲い込まないような配慮はコミュニティ形成を進めるにあたって大切なことと考える。

九——地区センター自主事業

地区センター自主事業は、地域のグループ作りを目的としている地区センターにあって、そのきっかけを与えることを狙いとして行われている。すなわち、グループ育成への施設側の積極的働き掛けである。このことから、自主事業は単にその事業展開を個々の部屋の目的のみに

沿った形で展開することに眼を奪われるだけでなく、目的の異なる事業相互が如何にすれば一体となった連携を形成できるか各事業が連携を持つ方法にまで留意し、常に考え検討されねばならないはずであろう。また、そうすることが地区センターを、地域住民が持つ各種の欲求を満足させながら、一つの地域社会、コミュニティを生み出していく核として十分機能させることとなるのではないかと考える。

自主事業の実態は、五、六年前は教養を中心とした自主講座が主に行われてきたが、最近では、地域を知るための郷土史講座や育児、老人介護、健康講座など核家族化する社会に対応する事業、ミニ・コンサート、人形劇など地域に広がっている趣味活動を助成する事業、親子工作教室、親子体操などふれあいを大切にする事業、児童絵画展、郷土写真展、歴史散歩会など地域を見直す事業といった地域や家庭で必要とされている活動内容や地域の特性を生かした講座へと拡大している。

しかしながら、地区センターの実情を眺めると、事実上、学習の場を提供しているに過ぎない館もある。一步譲って、学習の場でも良いとするならば、逆にその点では専門的カリキュラムに欠けているともいわれる。なぜ、この様に、現実に施設を管理運営していく職員にとって、

こうした学習教室の開催が当然のように進められているのか。それは、一つには、現実の施設利用者の生の声として施設に教室開催の要求・要望が発生している事実があるからであり、その声の大きさが職員の耳に大きく届いているからである。このように現実の要求にいかに対応していくかという事は、やはり施設を現場で管理する職員にとって目前に示される現実問題への対応のいつわらざる姿勢であろう。この教室が廃止されるならば利用者も現実には減少していくことが十分考えられる。

このように述べると地区センターでは、自主事業として従来から行われている教養を中心とした自主講座を改善する事と取られるかもしれない。しかし、従来の教養講座もその意義は決して少なく無いはずである。なぜならば、先にも述べたが地区センターの命題が地域住民全体の交流にあるからである。地域住民が望む生涯学習的事業を展開することは、現状としては、住民の呼び込みにも有効な方法である。自主事業が地域のグループづくりを第一の課題としている以上、このための手段としては適正なものといえる。

ただし、こうした学習的事業も一事業として終わらせることなく地域交流へと発展させる必要がある。このためには、事業にプラスαの要

素が必要とされ、こうしたことに主催者として心がけることは地区センター機能として大切なことである。

十 区役所の関わり

また、区の支援体制も、地区センターの部屋を使った区の事業の独自展開や側面協力という姿勢から変り、地区センターへ積極的に働き掛けたり、地区センターの事業と共催して地区センターを中心とする地域活動の拡張へとコミュニティを深めるべく、市民課を中心にその指導性を高めてきているのが事実として見られ始めている。

こうした地区センター自身による事業展開の地域特性にあわせた方向への転換や区の組織的な関わり方の変化は良好な方向に向かっていくところである。この方針、方向性を十分機能させ、地区センター運営に反映させるには、市が全体として改善していくべき課題がある。例えば、当面の課題としては、地区センター等の地域施設の指導権限の局から区への移行ではないかと考える。

現行制度では、施設の管理権限を持つ局では、権限に伴う責任を果たすため、地区センターの運営の指導を行っているが、その指導は局であ

るが故に全地区センターに共通して通用する指示事項になってしまう実情がある。こうした一律化した指導事項が、本来地区センターに求められる地域に密着した運営の要請とそれに応える地区センター自身の姿勢に凶らずも歯止めを掛けているのである。このことが、実際問題として各地区センターを標準化し、地域特性の発揮を制約しているところである。

地域特性を正確に把握することは、局は地域に密着した区にはどうしても一歩遅れを取っているのが本当のところであろうし、また、地域を把握するため積極的に活動し、地区カルテ等を作成しているのも区である。各区の把握し整理している地区カルテ、住民要望をもっと活用し、地域施設運営に情報提供していくことが、館の職員の判断材料を増やし、地域の活性化、地域交流、住民自治に向けて施設運営を進める上で最も大切なことである。

十一——おわりに

今まで、局は、施設建設・維持というハードウェアに労力が割かれることを、区では担当す

べきセクションが明示されないことを免罪符にし、地域住民ニーズの多様化に応ずる対応策を不明確のままにして、現存の地区センターを外から眺めて運営を非難してきたのではないかと自問してみる必要もあるような気がする。今振り返ってみると、地区センターの取るべき方向性を明確かつ的確に示唆し得る部局が組織としては存在していないのではないかと気がする。この事に比較して、地区センターに課せられた任務を考えるとその目標は遠大にして険しいのではないか。この目標と実務の間にあって地区センター職員は大変な苦労を強いられているのではないかというのが気掛かりな点である。

例えば、地区センターという施設単独でコミュニティを形成していくのであれば、他施設の設置場所・方法は関係しないが、例えば、コミュニティスクール、子どもログハウス等と連携して地域に一つの地域連帯組織を作る目的であれば、現在地区センターを中心として形成されつつあるコミュニティグループを前提として施設設置を考える必要もあるのではないか。この点については地区センター職員のみでは難しい面も多いことである。

地区センターでは、既に施設を利用して活動しているサークル・団体が数多く存在している。コミュニティ論議が各部局で盛んに行われている今、全局区を巻き込んだトータルな視野での議論を再度行い、住民に統一的な地域施設を通じて自主交流の支援を図っていくべきであろう。

地区センターが、本当に地区のセンターとなるためには市は委託とか直営の論議ではなく、より一層身近な地区センターとするための具体的運営の方針・方向性を示すべきである。例えば地域住民が主体となって行う管理運営に対する行政の果たす役割、側面的援助として区役所、局の役割を明確に位置づける必要がある。

今後、一層社会の複雑性が増すなか、地域の交流、自治意識の確立・拡充が求められているのであり、行政もこれを認知・支援していくのであれば、コミュニティに対する行政体制および施設体系を体系づけて整理し、施策として進めていくことのできる権限と責任を持った体制を強化していくべきではないかと感じている。

〈市民局青少年部施設管理課管理第一係〉